

平成29年第2回関川村議会定例会会議録（第2号）

○議事日程

平成29年6月14日（水曜日） 午後3時 開議

- 第 1 議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）
 - 第 2 陳情第 2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
 - 第 3 要請第 1号 関川村手話言語条例制定に関する要請
 - 第 4 発委案第3号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）
 - 第 2 陳情第 2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
 - 第 3 要請第 1号 関川村手話言語条例制定に関する要請
 - 第 4 発委案第3号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 発委案第4号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
-

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君	
3番	小	澤	仁	君	5番	鈴	木	万	寿	夫	君
6番	高	橋	忠	夫	君	7番	高	橋	正	之	君
8番	菅	原	修	君	9番	伝	信	男	君		
10番	平	田	広	君							

○欠席議員（1名）

4番 加藤和泰君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君	
副	村	長	佐	藤	忠	良	君
教	育	長	佐	藤	修	一	君

総務課長	加藤善彦	君
税務会計課長	田村久美子	君
住民福祉課長	中束正子	君
農林観光課長	伊藤隆	君
建設環境課長	高橋賢吉	君
教育課長	稲家誠	君
総務課参事	野本誠	君
住民福祉課参事	伊藤和義	君
農林観光課参事	板越昌生	君
教育課参事	安久昭男	君

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤充	代
主任	石山洋	介

午後3時00分 開 議

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

4番、加藤和泰さんから欠席の届け出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事進行にご協力をお願いします。

日程第1、議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第1、議案第39号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、菅原 修さん。

○産業建設常任委員長（菅原 修君） 産業建設常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

議案第39号について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

日程第3、要請第1号 関川村手話言語条例制定に関する要請

○議長（近 良平君） 日程第2、陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情及び日程第3、要請第1号 関川村手話言語条例制定に関する要請を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑を許します。

初めに、陳情第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

次に、要請第1号 関川村手話言語条例制定に関する要請について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

初めに、陳情第2号について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、要請第1号について討論を許します。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより要請第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この要請第1号に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。したがって、要請第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4、発案第3号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第4、発案第3号 関川村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。提出者、議会運営委員長、伝 信男さん。

○議会運営委員長（伝 信男君） 提出者、議会運営委員会委員長による説明があった。

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を行います。

発案第3号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

これより討論、採決に入ります。

発案第3号について、討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発案第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発案第3号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後3時16分 休 憩

午後3時16分 再 開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発案第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長（近 良平君） 追加日程第1、発案第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 提出者、総務厚生常任委員会委員長による説明があった。

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。
これより討論、採決に入ります。

発委案第4号について討論を許します。討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発委案第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発委案第4号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付すること
いたします。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時19分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員